

第1621回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年6月24日
自	13時30分
至	14時55分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(報告事項)

- 第12号 令和4年度5月補正予算(6月10日上程分)の概要について
(総務課)
- 第13号 島根県教育委員会優秀指導者表彰制度実施要綱の制定について
(総務課)
- 第14号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験(令和4年度実施)の出願状況について(学校企画課)
- 第15号 令和5年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験(令和4年度実施)について(学校企画課)
- 第16号 国指定史跡の追加指定について(文化財課)
- 第17号 古代歴史文化賞について(文化財課)

—————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第3号 令和5年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について
(教育指導課・特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題、議決第3号
森山参事	公開議題
小畑総務課長	全議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題、議決第3号
徳永保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	河上 委員	

報告第 12 号 令和 4 年度 5 月補正予算（6 月 10 日上程分）の概要について（総務課）

○小畑総務課長 1 の 1 ページをお願いします。当補正予算は 5 月定例県議会において 6 月 10 日に迫加上程し、6 月 21 日の議会最終日に議決承認をいただいている。令和 4 年度 島根県一般会計補正予算（第 3 号）の 1. 補正予算の概要について合計欄のとおり、補正前の額 828 億 7,700 万円余を補正額 1 億円余の増額により、補正後の額 829 億 7,700 万円余とするものである。

1 の 2 ページをお願いします。2. 課別事業別一覧となる。学校企画課及び特別支援教育課所管の事業で、内容は大きく二つの項目となっている。1 点目は原油価格高騰に伴う光熱費対策、2 点目は物価高騰に伴う学校給食等の緊急対策である。

1 の 3 ページをお願いします。二つの項目の内容について御説明する。まず、1. 原油価格高騰に伴う県立学校の光熱費等対策である。（1）現状と課題のとおり、原油価格高騰の影響で学校管理運営費等が逼迫し、学校生活に影響が生じることが懸念される。そこで、（2）予算のとおり、①事業内容の影響を受ける県立高校 35 校、特別支援学校 12 校の光熱費及び水産実習船「神海丸」「みこしま」「あわしま」の燃料費について、単価変動を推計したものと実績額、ただし水産実習船は予算額との差額、いわゆる影響部分を予算措置するものである。その規模は②事業費のとおり 8,900 万円余の増額となる。

次に、2. 物価高騰に伴う学校給食等の緊急対策である。（1）現状、課題のとおり、特別支援学校 12 校及び松江工業高校定時制では学校給食等を提供しているが、食材価格の高騰により食材の変更、品数の減少、地産地消の取りやめなど工夫することで、食材費の保護者負担を維持している。ただ、今後もこの状況が継続すると、献立の制限や食育の観点から、学校給食として望ましい状況にないものと考えている。そこで、（2）予算のとおり、①事業内容の緊急対策として、県費の負担により、これまでどおりの栄養バランスや量などを保った学校給食等が実施されるよう、高騰の影響のない 2 年度のキロカロリーあたりの単価と、直近のキロカロリーあたりの単価で上昇率を計算し、それに見合う額をもって、保護者へ支援するために予算措置するものである。その規模は、②事業費のとおり、1,100 万余の増額となる。なお、私立学校分の対応については、原油価格高騰対策の光熱費分について総務部総務課で対応している。

———原案のとおり了承

報告第13号 島根県教育委員会優秀指導者表彰制度実施要綱の制定について（総務課）

○小畑総務課長 2の1ページをお願いします。1 経緯等であるが、県教育委員会が所管する表彰制度において、教職員の表彰要件を見てみると、永年にわたり、卓越した指導で優秀な成績を収め、その功績が顕著であると認められた者、教育活動等が他の教職員の模範と認められた者、その活動が本県のスポーツや文化活動の充実発展に資する取組と認められた者など、共通して継続した取組での成果等を評価し、表彰するものとなっており、全国大会等で優秀な成績を収めたことをもって、そのタイミングで指導教職員を表彰する制度は、昨年度まではなかった。そのことに関連しては、県議会において、教職員のモチベーション向上等のために、教員の成果等を積極的に外部に発信するようにとの意見もあり、そうした状況も踏まえ、このたび、教職員の意欲の高揚に資することを目的に、教育、スポーツ、文化活動で顕著な業績を上げた教職員を、表彰する制度を創設することとし、2の2ページのとおり、その要綱を制定した。

2の1ページにお戻りいただきたい。2 制度概要である。（1）表彰の対象は、①のとおり、全国規模の大会において、3位以上の成績を収めた指導教職員及び②のとおり、前号に規定する大会に準ずると教育長が認める大会で、3位以上の成績を収めた指導教職員としている。（2）推薦方法では、①のとおり県立学校及び市町村教育委員会が行うこととしている。また（3）表彰の方法では、②のとおり表彰は随時行うこと、③のとおり同一の者への表彰は、年度中1回限りを原則とするが、前回の表彰を超える成績を収めた場合は、その限りではなく、表彰できるものとしている。

3 施行期日だが、令和4年4月1日からとしている。

○池田委員 まず、今、中学校で特に、スポーツの指導者を地域の人に移行していく。それが文科省の方針かと思うが、多分、地域の指導者は対象ではないと思われる。

それと、教職員の人たちが、その制度でより強くするため、勝利主義ではないが、そういうところに行ってしまうのが危惧されるのではないか。そのあたりはどうか。また、教育というのは、どういうことを言っているのか教えていただきたい。

○小畑総務課長 最初の地域への移行のことに絡めたこと、指導していただいている先生方がより頑張られるのではないかということについて、地域移行の部分については、それが一つの流れとして、当然、それに向かっていくということ。ただ、それをしていく中でも、部活動の指導というものはあるので、そこは働き方改革とセットで、時間や、

指導のやり方などがガイドラインにも規定されており、その決まりの中できちんとその人自体を見ていきながら、その頑張りみたいなのところも押さえていただきたいというのは、思いとしてある。少し質問の趣旨からずれるかもしれないが、対象にしているものは部活動だけではなく、学校活動の授業外で指導するもの、例えばスピーチコンテストや作文コンクールなど、幅広く、全国で成果がでたものは対象にしていきたいと考えているところである。

○池田委員 公立の学校の場合、長いこと指導していた先生が転校されて、たまたま今年入られた先生が、例えば、甲子園準優勝となった場合は、どうなるのか。

○小畑総務課長 インターバルによっても考えていかなければならないこともあると思うが、そもそもの表彰制度の中で、長年の指導で貢献された方を表彰するものはある。それとのセットというか兼ね合いで、この制度をつくる大きな趣旨としては、何かいろいろな条件で選んでというよりは、その成果に直結した先生方は表彰していきたいというところがあるので、今のような、例えば事が跨っており、両方ということであれば、積極的に両方が表彰されるようなことは考えていきたいと思っている。

○原田委員 2点ほど教えていただきたい。非常に教員のモチベーションを上げるのにいい制度だと思う。ただ、スポーツや文化活動だと3位以上というのは明確にわかる部分があるが、先ほど言われたように、教育というところが、非常に線引きが難しいのではないかという感じがする。例えば、文部科学大臣表彰が何位になるとか、そういった基準などは考えていらっしゃるか。

○小畑総務課長 今、つくるにあたっては、全国でこういうものに、こういう表彰があるというのは全て押さえていない。ただ、先ほどの大臣表彰的なものになれば、当然上位に上がってくるというところは、その時々実績として積み重ねて、それ以降では、一つの物差しに使っていけるようになると思うが、最初に当たっては、それがどのぐらいのものかというのは、その都度考えていきたいと思っている。最初に申し上げたとおり、例えばそれが、3位と4位との間くらいでわかりにくかったとしたら、積極的に表彰していきたいと思っている。

○原田委員 2点目だが、高等学校だといろいろな部の全国規模はわかるが、特別支援学校としてみた場合、特別支援学校も小規模ではあるが、全国大会、全国レベルがある。例えば、ろう学校だと、全ろう体というものがあるが、そういった特別支援の全国大会も、これは当然視野に入ってくるというふうに理解してよろしいか。

○小畑総務課長 そのとおりである。

○原田委員 これは思いだが、表彰はモチベーションを上げていいが、表彰に至らなくても努力している、頑張っている先生方がすごくいらっしゃる。特に特別支援だと、教育という分野では目立った成長とか成果が見えないけれども、ずっと努力してやっていたら、人たちにも、表彰という形でないにしても、光が当たるような、思いが伝わるような、何か制度ではないけれども、思いだけは大事にしながら、教育委員会として支えていっていただけたらと思っている。

○小畑総務課長 その精神は常に持っていたいと思っている。私のいる総務課で、優れた教育活動の表彰も持っており、既存でいわゆる長年頑張っていたら、また成果も優れたというところは、従来のもので積極的に表彰するというものもある。そういうやり方をしていって、光をとっていただいたが、それが少し当たりにくいところなどは、推薦者とも連携をとりながら、できるだけ広く、少しでも先生方の成果を外に発信していくというところで、より積極的な考えを持って対象にしていきたい、制度で拾っていきたくて考えている。

○朋澤委員 このような制度を設けられたということは、今までの段階で何か表彰制度があればいいというか、特定の先生に対して、称えるような場面があったらいいと思われたと思うが、予想として、だいたい年間数人はおありになるか。

○小畑総務課長 昨年の教育長表敬などをされた件数も、一つの目安としてみると、年間5件くらいまでのところである。全てが来られているかどうか、わからないが、新聞で成績が記事になっているものと照らしても、そこまで多くない。おそらく該当するものがそのあたりであろうという予想は立てている。この制度をつくった後、新聞を見ると、先ほどいろいろなレベルの全国大会と言われたが、積極的にみようとするせいか、いろいろあると思っている。繰り返すが、一つの規模感の目安は、過去のそういう表敬になっている。表敬の数を意識しているが、市町村教委にも働きかけるので、もう少し数が増えるのではないかと考えている。

○朋澤委員 先生方、町内の中学校や部活動を見ていても、皆さんすごく頑張っていてくださってありがたいと思うことがたくさんあり、高等学校等でうち子もいろいろお世話になったりしてくる中で、本当にありがたいと思うことはたくさんあった。なので、そういう先生方が日頃の御苦勞を偲べる場所があるのは、本当に素晴らしいと思うが、本当にいい先生とは、本当は不器用だけれどもというか、実績は残されなくても子どもに

とって温かい先生というか、親としてはありがたいところもある。これはこれで、とてもうれしい教育の場面になると思うが、全部の先生が、自分の力を、自分の存在を、自分で認識されることができるような教育体制、学校現場であってほしいと思いながら見させていただいた。

○小畑総務課長 この制度をつくったことをきっかけに、市町村教委の推薦というものを、我々の目が届かないところなど、さらに上げてきていただく。そうすると、先ほどの先生方も、従来の制度でも対象になってくる可能性が高まるので、そういう働きかけはしていきたいと思っている。

○河上委員 みなさまからの意見もあるように、非常に尽力されている教職員が高く、このように評価されるというのは、いい制度だと思う。2点お伺いするが、指導教員が複数名関わっていらっしゃる部活動もあるかと思う。そういった場合は全教職員が対象になるか。もう1点は、教員の評価制度にも反映されるのか。この2点を教えてほしい。

○小畑総務課長。最初の御質問の方は、表彰することで関わられたことがきちんとわかるようにということも我々の目的のひとつであるので、複数人であれば複数人となると思う。

それと、いわゆる評価とセットになっていくのか、その部分は、まだそれに至るような議論まで高めていない。ただ、こういう表彰というのは形として残っていくので、この先どうしていくかというのは、引き続き検討していきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第14号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和4年度実施）の出願状況について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料の3の1ページをお願いします。今年度実施をする教員採試験の出願状況について御報告する。まず、全体の状況であるが、出願者数が合計で978人、倍率が3.1倍となった。いずれも昨年度から若干数字が下がっているが、ただ、今年度はゴールデンウィークに先行して特別選考試験を実施しており、倍率については、採用予定者数を増やしているということが影響しているのでは、その点には留意が必要かと思っている。出願者数の会場別の内訳をカッコ書きで記載をしている。県内が758、大阪が156、東京が30、一次試験の全免除者が34となっている。県内会場の受験者数が減っているが、大阪が昨年112人であったので、40人強増えており、東京都は、今年度から新規で設定し

たが 32 人出願があった。なお、東京の教員採用試験の日程が全く同じになってしまっており、その影響で期待したほどの数には至っていない。来年度は、試験の日程を含めて、調整する必要があるかと思っている。校種・職種ごとの内訳は 2 の表に整理をしている。小学校中学校については採用予定者をそれぞれ 15 人ずつ増やしているが、出願者はいずれも減少しており、倍率はそれぞれ 1.8 倍、3.0 倍ということで昨年から大きく低下をしている。高校以下についてはこちらに記載のとおりであるが、基本的に、昨年度と同様の状況だと思っている。

3 島根独自の特色ある採用への出願状況である。こちらの数字は先ほど、御説明したものの内数となっている。①から⑩までであるが、①から⑤がいわゆる特別枠としての採用、⑥以降が免除・加点の特例である。①の小学校のいわゆる数理枠、それから②の英語枠については採用予定者数を若干増やしたが、出願者は減っており、採用予定者数に届いていない状況である。③小学校の特別支援教育担当は、今年度から新規で創設したが、6 人出願をいただいている。④中学校の特別支援教育担当は昨年度と同じ 9 人の出願があった。⑤石見隠岐地域限定採用についても、採用予定者数を、教員不足を踏まえて増やしているが、出願者数が減っている。原因は、まだ分析できていないが、中学校の出願者数が、かなり大きく減っているのが特徴かと思っている。⑥以降が 1 次試験の免除・加点の特例であり、⑥の他県の現職教員へ特例は、先行して実施した特別選考と対象者が重なっている関係があり、こちらの一般選考での出願者は大きく減っている。三つぐらい飛ばして⑩新規で創設した現職常勤講師等への特例については 141 人出願があった。⑩国民スポーツ大会に向けた特例については、今年度、陸上、ホッケー、ソフトボールの 3 種目で募集を行ったが、出願があったのはホッケーの 1 名のみという状況になっている。

次のページをお願いします。試験内容等についてである。1 次試験については、教職教養・専門教養・論述試験、これが一体となった試験を 7 月 10 日に実施をする。会場は記載のとおり、県内、大阪、東京の 3 会場で同時に実施する。1 次試験の結果は、7 月 27 日にホームページ掲載、本人への通知を行う。2 次試験については、面接と一部教科での実技を行う。面接の中で模擬授業等も実施をして、計 30 分の面接を 2 回実施予定である。日程は 8 月 20 日から 28 日の間、こちらに記載の県内の 3 会場で順次実施をする。2 次試験の結果、最終的な合否については 10 月 5 日にホームページ掲載、通知を行う。また、(2) の 2 段落目に記載しているが、今年度から不合格者のうち若干名を繰り上げ登載候補者とするという仕組みを設けており、10 月 5 日のところで該当者にはその旨を通知す

る。その後、合格者が辞退して、採用予定者数を満たないという状況が生じた場合には、10月31日までのところで、繰り上げ登載候補者に連絡して正式に候補者名簿に登載するということを通知する予定である。

○林委員 先ほど課長が冒頭でもお話があったが、特別採用選考等もされているということもあるが、それでもやはり出願者の減少は止まらないなという実感を持っている。今回、新たな特例等もされているので、今後も働き方改革も含めて、こちらの出願者が、もう少し上向きになるような取組が必要になるのではないかと思う。

○大野学校企画課長 今回、受験者を増やすという趣旨も含めて見直しを行った。厳しい状況の中で、昨年度とあまり変わらない出願者数が確保できたということは、少しは成果といえるのではないかと思っているが、まだまだ受験者を確保していく必要があるので、試験制度についてもさらに改善できることはないか検討していく。募集広報や働き方改革など、基盤的な取組も含めて総合的に進めていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第15号 令和5年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和4年度実施）について（学校企画課）

○大野学校企画課長 4の1ページをお願いします。冒頭、※印で記載しているが、昨年度の試験からいくつか変更を加えている。主だったものについては、後ほどの説明の中で触れるが、変更点の一覧については、後ろの4の4ページに一覧表をつけている。その次の4の5ページには、その変更点を含め図に示しているので、必要に応じて、こちらも併せて御参照いただきたい。

4の1ページにお戻りいただきたい。まず、1のところで、試験の中で確認をすべき管理職としての資質能力を挙げている。平成30年度に管理職育成プログラムを定めており、そこに挙げられたとおり、高い教育理念と広い識見、学校経営、学校管理・運営、人材育成、外部との連携・折衝、この5点を挙げている。

2 試験内容について、校長・教頭については、一次試験で論文記述試験と15分の面接を行う。二次試験では20分の面接を2回行う。主幹教諭については、一次試験で15分の面接、二次試験で20分の面接を行う。表の下に記載しているが、一次試験の面接は教育事務所で行い、二次試験の面接は本庁で実施をする。※印に記載しているが、昨年度の試験から若干、変更を加えている。校長・教頭の一次試験については従来、教育法令など

の知識を問う客観テストを行っていたが、これを廃止している。併せて、校長の一次試験で従来面接は行ってはいなかったが、面接を新たに行うこととしている。これによって、純粋な知識というよりは思考力、人物重視での選考を行うとともに、受験者の準備の負担が重かった客観テスト廃止することによって負担軽減が図られ、より多くの方に受験をしていただけることを期待している。

試験のスケジュールなどは3に記載のとおりである。願書の提出については7月13日から8月3日の間に、順次提出をいただくことにしている。選考試験の実施日については、一次の論文記述を8月16日、一次の面接を8月上旬、二次試験については10月中旬から11月中旬に順次実施をする。選考結果の通知については一次試験の結果は10月上旬、二次試験の結果、最終的な合否は12月上旬に通知することとしている。

試験会場は4に記載のとおり、一次試験は各教育事務所、二次試験は松江、浜田の2会場で実施をする。

次に5 選考上の特例である。今年度、新規で二つの特例を設けている。一つ目が、教頭選考において、主幹教諭として2年経験をしている方については、経験による能力実証を踏まえ、一次試験を全て免除するという特例を設けることとしている。この特例によって、主幹教諭から教頭にスムーズにステップアップしていかれるということを期待している。次のページをお願いする。二つ目の特例として、主幹教諭選考試験において、市町村教育委員会教育長の推薦枠を設けることとしている。主幹教諭選考試験については受験者が非常に少ない状況が続いており、昨年度は名簿登載採用予定者を20名としていたが、出願が5名、最終的な名簿登載が2名という状況であった。現場で力を持っている方により多く試験に向かっていただけるように、このような推薦枠を設けたいと思っている。対象者①②と書いてあるが、将来管理職への登用が見込まれる学校運営や組織マネジメントの力量を高めさせたい者、それから、校長・教頭への昇任意欲は高くないが、学校運営の中核として業務に携わることができる者、これらのうちから、特に有望な者を市町村に推薦いただくという仕組みである。推薦された方については一次試験を免除することとしている。※印で書いているが、主幹教諭の配置は市部の大規模校に偏っているが、主幹教諭の配置のない町村においても、市部で経験を積ませたい者の推薦を可能として、町村の方が市部で主幹教諭を経験いただき、その経験を踏まえて、町村で管理職としてお勤めいただく、そういう流れもつくっていかねばと思っている。

6 受験資格である。AとBの二つの要件があり、Aが今どういう職にあるかどうか、

Bが年齢や経験年数などの要件である。校長については、Aとして市町村立学校の教頭等をしており、Bとして45歳以上58歳以下、教頭3年以上経験したということを要件にしている。教頭については島根県内市町村立学校で教諭等として3年以上の勤務経験を有する、これを前提にして、AとBの2つの要件を求めている。Aとして市町村立学校の主幹教諭や教諭等であること、Bの要件として38歳以上58歳以下、教育に関する職に10年以上あったことを求めている。また、右側に人事異動ルールの解消状況との関係での要件を定めている。昨年度から若干緩和をして、①「他地域勤務」を終了している、または、②「へき地学校勤務」を終了し、現在「他地域勤務」を解消中であるということを要件としている。事務職員については人事異動のルールが異なっており、ここでの要件も「出身外ブロック等勤務」を2回以上終了しているという形にしている。次のページをお願いする。主幹教諭の要件である。教頭と同じく、県内市町村立学校で教員として3年以上の勤務経験を有するということを前提にして、現在市町村立学校の教諭等であること、それから、年齢などの要件については36歳以上58歳以下、教育に関する職に8年以上あったことを定めている。人事異動ルールの要件は教頭と全く同じである。

最後に参考として、今年度末の退職者数を記載している。校長については小学校中学校合わせて59名、教頭が計6名の退職が見込まれている。こういった数などを踏まえながら、名簿登載予定者を検討していきたいと思っている。

なお、ここに書いていないが、昨年度から再任用の管理職の選考制度を設けている。今年度も引き続き実施をする予定であり、だいたい1か月遅れのスケジュールになるのでその点はまた別途、報告させていただきたいと思っている。

○池田委員 一次面接は各教育事務所ということだが、面接官は各教育事務所長か。

○大野学校企画課長 事務所によって異なるかもしれないが、教育事務所の所長、調整監、企画幹などを中心として、メンバーを決めていると思う。

———原案のとおり了承

報告第16号 国指定史跡の追加指定について（文化財課）

○中島文化財課長 5ページを御覧いただきたい。6月17日に開催された国の文化審議会で、県内の史跡について追加指定の答申があったので御報告する。

追加指定されたのは、1. 名称にあるとおり、「史跡松江城」である。概要については、2. の（1）から（4）に記載のとおりである。

3. 追加指定理由については、松江城は、堀尾氏によって慶長 16 年、西暦では 1611 年に築かれた平山城で、国宝の天守を中心に、石垣や堀など完成のころの原型をよく留めている点で貴重であると評価されている。これまでも、松江市では、順次追加指定を行ない、保護を図ってきたところだが、市が平成 29 年に策定した「史跡松江城保存活用計画」で、城郭全体を保護する方針としており、このたび、地権者の同意が得られるなど、条件の整った城郭北側部分の私有地約 2,000 m²、左下の図面に赤色で表示した 4 か所について、追加して行うものである。今回の追加指定により史跡の指定面積は約 206,800 m²となる。

○林委員 今回の追加指定で条件が整ったということで、こうなったが、今までは、どのような状況が整わなかったのか。

○中島文化財課長 今回の指定になったのは全て私有地の部分であり、史跡に指定するということは、現状変更制限があり、交渉してきたが、これまでは合意に至らなかった。今回、地権者の同意を得られて、地権者の同意というのが史跡指定の条件にもなるわけであるが、そういう条件が整ったと松江市から聞いている。

○林委員 敷地の中で、まだ青とオレンジでないところがあるが、これは、いわゆる同様な理由で、まだ地権者の同意を得られていないのか。

○中島文化財課長 この大きな白いところは、松江稲荷神社のところであるが、これについては、まだ交渉中というか、保護に影響がなければ少し長い目で見ても、全て史跡指定のゾーンにしないかもしれないが、とにかく保護の影響のないところというふうにされている。また、この細長く東西に延びているのは、現在、市道である。コンクリなどそれぞれ敷いているが、城郭の中に民家があって、住んでおられる方がいて車も通るため、道路として管理されているので、史跡の保護には影響がないので、今、指定せず白のままである。将来はこうしたところも、条件が整えば、廃道して指定地にしていくということも長期的には考えているということである。

———原案のとおり了承

報告第 17 号 古代歴史文化賞について（文化財課）

○角田古代文化センター長 資料の 6 の 1 ページをお願いします。平成 25 年度より奈良県などと 5 県共同で実施してきた古代歴史文化賞については、10 周年を迎える令和 4 年度、第 8 回をもって、終了することとしたので御報告する。

1. 古代歴史文化賞の事業概要である。目的は（1）のとおり、古代歴史文化に関して学術基盤に立ちながら、分かりやすく書かれた、優れた書籍を表彰することを通じて、古代歴史文化への感心を高め、共同実施5県の観光を呼び込もうというものである。内容については、（2）の①から④のとおりである。島根、奈良、三重、宮崎、和歌山の5県の共同実施で、開催年より過去3年間に刊行された古代史をテーマとした、歴史書籍の中から、大賞1作品、優秀作品賞4作品を決定するものである。帝国ホテル東京において、表彰式などとともに、受賞作に関するシンポジウムや講演会を東京や松江などで開催している。

2. 事業の成果は、①から④のとおりである。大賞7作品のうち、6作品の販売部数が合計12万部を超えるなど、広く古代歴史文化の魅力を発信することができた。また、古代歴史文化賞を受賞することが、研究者や出版社の目標になるなど、賞の認知度が高まったことや、表彰作品、表彰式、関連イベントを通して、島根県をはじめ、共同実施5県の知名度が向上し、さらに、島根県では「神々の国しまね」プロジェクトで増加した観光入り込み客数の維持に一定の効果があつたと考えている。

3. 今後の対応である。（1）のとおり、古代歴史文化賞は、今年度で10周年の節目を迎えることから、これを機に終了することとする。また（2）のとおり、奈良県など、他県とは、今後も引き続き、古代歴史文化賞の成果を生かした情報発信を行うとともに、商工労働部など知事部局とも連携して、観光誘客の拡大に努めていく。

なお、一番下の参考に、今年度第8回の主な日程を記している。11月2日に受賞作を決定し、表彰式を行う。1月には奈良県と島根県において受賞記念イベントを開催する。また、資料6の2ページには、過去8回の古代歴史文化賞のチラシを付けているので併せて参考にさせていただきたい。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第3号 令和5年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

———原案のとおり議決

野津教育長 閉会宣言 14時55分